

県南広域振興局長告示第148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年10月6日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370901035	株式会社ちわく	一関市花泉町涌津字下原1番地1	株式会社ちわく	平成21年10月1日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370901035	株式会社ちわく	一関市花泉町涌津字下原1番地1	株式会社ちわく	平成21年10月1日